

玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）

No.	事実確認の内容	図書名 (日付、版含む)	ページ
10	No. 2のつづき 設置許可基準規則15条1項（原子炉固有の出力制御特性関係） 添付書類Aに記載している「減速材温度係数」・「ドップラ係数」の範囲について、本申請においても変更がないことを、導出過程や本申請における変更点がどのように寄与しているかを含めて具体的に説明すること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	2
11	No. 4のつづき 設置許可基準規則15条1項（反応度の制御関係） 出力振動のうちサイクル末期における軸方向の振動について、「炉外核計装で軸方向中性子束偏差を計測すること」及び「アキシヤルオフセットを適正な範囲に維持すること」の双方に期待する必要があるのか説明すること。 また、資料2の関連する本文・添付書類記載箇所にこれらに係る内容が含まれていない点も整理して説明すること。	申請条文に対する設置許可基準規則適合のための設計方針と申請書記載の整合性について（12/18付け資料2） 事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	1 4
12	No. 5のつづき 設置許可基準規則15条1項（反応度の制御関係） 制御棒クラスターの反応度制御能力の変更について、高燃焼度燃料使用に伴う中性子スペクトル硬化による制御棒価値低下及び核設計手法の変更の具体的な内容を説明すること。 説明に当たっては、制御棒価値低下と核設計手法の変更がそれぞれどのように結果に寄与しているのか、また、本申請における変更点がどのように寄与しているかを明確にするとともに、核設計手法の変更については、変更後の手法の出展等についても併せて明確にすること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	6
13	No. 6のつづき 設置許可基準規則15条1項 初装荷炉心に係る記載を削除した理由について、「本申請以降の炉心運用との相違及び本申請における安全評価との関係性の観点」について具体的に説明すること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	7
14	No. 7のつづき 設置許可基準規則25条2項2号～4号 基準要求と各運転状態の関係について、25条2項2号の範囲（③の始点と過渡状態収束の関係性）等を再度整理して説明すること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	8～9
15	No. 8のつづき 設置許可基準規則25条2項2号～4号 「表 第25条第2項第二号から第四号の対象設備及び要求事項等」について、表の読み方を説明すること。具体的には、2号の要求事項をどのように分割しているのか説明すること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	11～15
16	No. 8のつづき 設置許可基準規則25条2項2号～4号 制御棒クラスターの反応度制御能力への影響について、評価手法を含めて具体的に説明すること。 説明に当たっては、高燃焼度燃料導入に伴う中性子スペクトルの硬化と核設計手法の変更がそれぞれどのように結果に寄与しているのか、また、本申請における変更点がどのように寄与しているかを明確にするとともに、核設計手法の変更については、変更後の手法の出展等についても併せて明確にすること。	事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）に対する回答について（12/18付け資料3）	16